

# 促進区域の設定状況及び促進区域の設定に係る 都道府県基準に関する追加調査

令和5年（2023年）3月24日（金）

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課

# 送付・お問い合わせ先と回答について

## [ お問い合わせ先 ]

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課 浦田

Mail : [urata.jun@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:urata.jun@pref.hokkaido.lg.jp)

TEL : 011-204-5190 (内線24-341)

FAX : 011-232-4970

## [ ご回答先 ]

回答先 : 北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課 浦田

回答方法 : 電子メール ( [urata.jun@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:urata.jun@pref.hokkaido.lg.jp) )

回答期限 : **令和5年(2023年)3月31日(金)**

## [ ご回答者 ] (ご記入をお願いします)

市町村名	
所属名	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

Q1 **道基準**の「市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」（以下「**除外区域**」）に設定する区域に係る規制について、促進区域を定める**市町村として除外区域になることを許容できるものを次の中から選んでください。**

- 環境保全上の法令で再エネ事業が禁止されている区域 （例：道立自然公園第一種特別地域 など）
- 環境保全上の法令で再エネ事業の実施にあたり許認可手続きが必要な区域 （例：道立自然公園第二・三種特別地域 など）
- 環境保全上の法令で再エネ事業の実施にあたり届出を求めている区域 （例：道立自然公園普通地域 など）
- 環境保全上の法令の規制がなくても、法令で環境保全を求めている区域 （例：鳥獣保護区内の特別保護区以外）
- 環境保全上の法令の定めがなくても、環境保全のために指定されている区域 （例：重要里地里山、IBA など）
- 分からない

**（例） [ 北海道立自然公園条例 ]**

No.	区域名		施設の設置		
			条例	施行規則 (許可基準)	備考
i	特別地域	第一種特別地域	許可制	×	設置禁止 許可制だが施行規則で設置を規制
ii		第二種特別地域		○	基準判定 許可取得で設置可
iii		第三種特別地域			
iv	普通地域		届出制	○	基準超過時届出 中止命令が可能

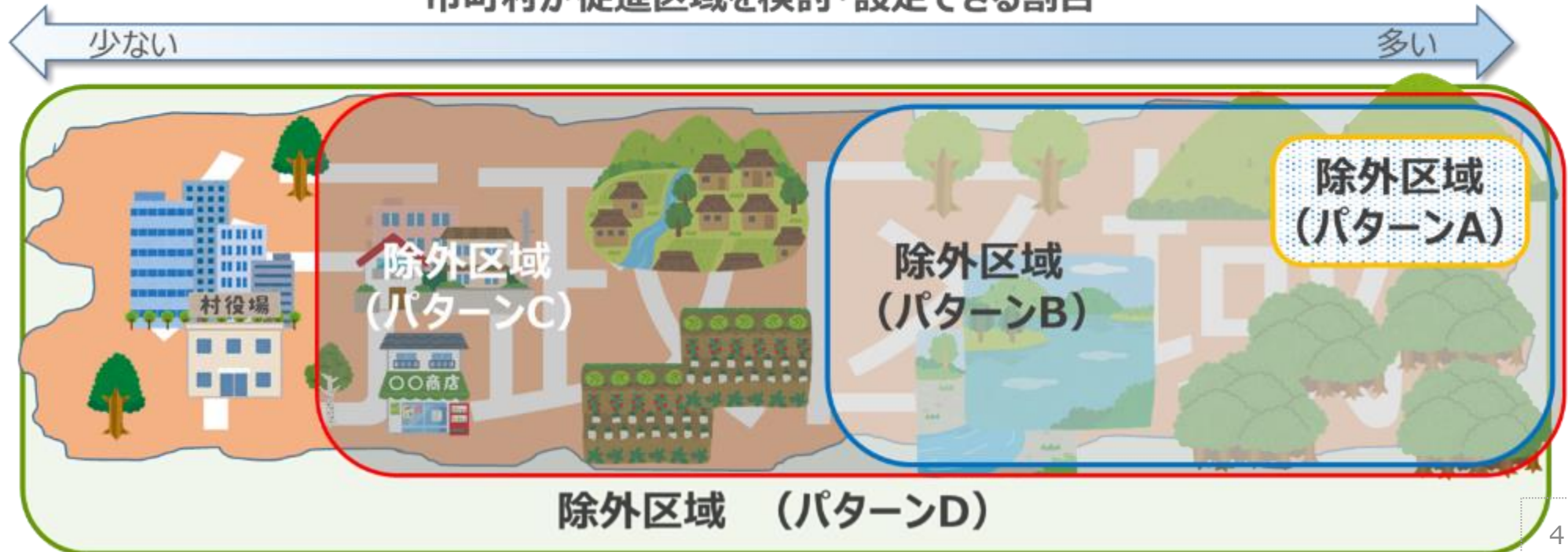




Q3 道基準の除外区域に設定する区域によって、市町村としては促進区域を検討・設定できる範囲がどの程度であれば許容できるかを次の中から選んでください。

- 除外区域は、再エネ事業が実施できない区域のみ設定しても良い  
(パターンA) (例：原生自然環境保全地域を除外区域に設定 など)
- 市町村行政区域の全域が除外区域にならないければ、環境保全を優先して除外区域に設定しても良い  
(パターンB・C) (例：環境緑地保護地区を除外区域に設定 など)
- 市町村行政区域の全域が除外区域となり、促進区域を検討・設定できなくても良い  
(パターンD) (例：ジオパークを除外区域に設定 など)
- 分からない

## 市町村が促進区域を検討・設定できる割合



Q4 道基準に設定してほしい・設定してほしくない区域・事項とその理由やその他道基準に求めることなど道基準について、ご意見やご要望などがございましたらご記入ください。

[ 記入欄 ]

(こちらにご記入ください)